十　理	法第十四条の規定による実績報告の受
十一	法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
十二	法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
十三	法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十四	法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十五	法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六	法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十七	法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第二百三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中

「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」

を

「二　攻めの果樹・持続的酪農経営支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
五　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」

に、

「農業委員会交付金
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金
農地・水保全管理支払交付金
地域防災減災事業費補助」

に改める。

○農林水産省告示第二百三十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中

「二　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
三　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」

を

「二　攻めの果樹・持続的酪農経営支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
五　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」

に、

「農業委員会交付金
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金
農地・水保全管理支払交付金
地域防災減災事業費補助」

に改める。

○農林水産省告示第二百三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中

「二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」

を

「二　攻めの果樹・持続的酪農経営支援事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
五　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）」

に、

「農業委員会交付金
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金
農地・水保全管理支払交付金
地域防災減災事業費補助」

に改める。